



## 入会及び退会規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人国際教養振興協会（以下「本会」という。）の定款の定めに基づき、会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものである。

### (会員種別)

第2条 本会の会員は、次の4種とする。

- (1) 一般正会員 本会の目的に賛同し、本会の定める会員活動に対して相応の理解と役割を以って入会の申し込みをし、理事会にて承認された個人
- (2) 法人正会員 本会の目的に賛同し、本会の定める会員活動に対して相応の理解と役割を以って入会の申し込みをし、理事会にて承認された法人
- (3) 一般賛助会員 本会の目的に賛同し、一般賛助会員として入会の申し込みをし、理事会にて入会を承認された個人
- (4) 法人賛助会員 本会の目的に賛同し、一般賛助会員として入会の申し込みをし、理事会にて入会を承認された法人

正会員と賛助会員の主な違いは社員資格の有無にあり、正会員は社員資格を有するため、活動に対する相応の理解と役割が義務付けられることになる。

### (入会手続)

第3条 本会の正会員又は賛助会員として入会しようとする個人並びに法人は、理事会が定める入会申込書に記入の上、提出を求めることとする。

### (会費)

第4条 正会員、賛助会員の会費は次の通りとする。

- |                  |            |
|------------------|------------|
| (1) 一般正会員・一般賛助会員 | : 年会費 1万円  |
| (2) 法人正会員        | : 年会費 30万円 |
| (3) 法人賛助会員       | : 年会費 10万円 |

法人正会員は年に一度、社内向けの特別研修の開講資格を有するものとする。

### (会費の納入要領)

第5条 会費の納入は一括前納とし、その期間は納入された年月より起算して1年とする。

- 2 事務局は1年毎に会費の請求書を発行するものとする。
- 3 年会費は、本会の指定する金融機関に払い込むもの（手数料は会員負担）とする。

みずほ銀行 新宿西口支店 普通 1007615 一般社団法人国際教養振興協会

※クレジットカードなどの支払いの場合、事務局までご連絡ください (Paypal)。

第6条 会員は、基本、任意に退会することができる。

- 2 退会は原則、その旨を本会に事前に申し出るものとし、また、年会費の未更新及び未納でも同様の扱いとなることもある。
- 2 定款第10条および11条の定めにより、退会以外の事由による場合でも、退会と同様に会員の資格を喪失する。
- 3 前各号により会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできない。
- 4 また、会員の意向にかかわらず、本会により会員の素行に反社会的事由などの問題があると判断された場合も前各号同様の退会みなし処分を課すこともある。

以上